

第1回 国保運営協議会	資料2
令和元年8月20日(火)	

# 深谷市国民健康保険税の 課税限度額の引き上げについて



## 深谷市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

○令和2年度 深谷市国民健康保険税の課税限度額を次のとおり引き上げします。

### 【引き上げ理由】

平成31年度 税制改正において「低所得者に係る軽減の拡充」及び「課税限度額の引き上げ」が行われ、このうち、深谷市においては「低所得者に係る軽減の拡充」のみを実施しております。今回、平成31年度 税制改正から1年遅れとなりますが税制改正の趣旨に則り「課税限度額の引き上げ」を行うものです。

( 施行予定日：令和2年4月1日 )

### (1) 課税限度額の引き上げ

区 分	現 行	引き上げ後
医 療 給 付 費 分	58万円	61万円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	19万円	19万円
介 護 納 付 金 分	16万円	16万円
合 計	93万円	96万円

### (2) 課税限度額の引き上げに伴う影響について

(令和元年7月1日現在)

影響状況	影響を受ける世帯数	調定額 (増)
	380世帯	10,774,200円

※令和元年(平成31年)度の課税状況により算出

(3) 過去の課税限度額の引き上げ状況について

年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円
平成23年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成24年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成27年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成28年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成29年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円

(4) 近隣市の状況（県北5市）

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
熊谷市	58万円	19万円	16万円	93万円
行田市	58万円	19万円	16万円	93万円
秩父市	54万円	19万円	16万円	89万円
本庄市	61万円	19万円	16万円	96万円
深谷市	58万円	19万円	16万円	93万円

※令和元年（平成31年）度 国民健康保険税 課税限度額

(5) 低所得者に係る軽減の拡充状況

【 変更内容 】

軽減割合	軽減対象となる所得の基準金額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	【改正前】 33万円+ <u>27万5千円</u> ×(被保険者数等※の合計)以下 【改正後】 33万円+ <u>28万円</u> ×(被保険者数等※の合計)以下
2割軽減	【改正前】 33万円+ <u>50万円</u> ×(被保険者数等※の合計)以下 【改正後】 33万円+ <u>51万円</u> ×(被保険者数等※の合計)以下

※ 被保険者数等とは、被保険者数と特定同一世帯所属者(※1)の合計人数

※1 特定同一世帯所属者とは国保から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属しているかた

【 軽減拡充の影響 】

(令和元年7月1日現在)

		世帯数	軽減額
5割軽減	改正前	2,983世帯	87,953,250円
	改正後	3,049世帯	90,063,625円
	差	66世帯	2,110,375円
2割軽減	改正前	2,609世帯	31,743,950円
	改正後	2,640世帯	32,077,500円
	差	31世帯	333,550円
差額合計		97世帯	2,443,925円

※ 改正により、軽減世帯は97世帯増加し、軽減額は、2,443,925円の増額となりました。